

2012年10月18日 全10頁

バーゼルⅢ規制の同等性評価（レベル2）

日米欧の審査結果：邦銀の「国際統一基準行」のリスト（16行）公表も

金融調査部 研究員
鈴木利光

[要約]

- 2012年10月1日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢの実施状況（レベル2審査）に関する評価報告書」を公表している。
- このレベル2審査は、バーゼルⅢと各国規制の整合性を検証するためのものであり、今回の公表では、他のBCBSメンバー国（地域）に先んじて行われた日本、米国、欧州連合（EU）に対する審査の結果をまとめたものとなっている。
- 今回の審査では、（米国とEUはドラフト段階のため、結果は暫定であるものの、）日本のみがバーゼルⅢとの同等性評価に合格したという結果が出ている。
- この結果自体は、これまでの各管轄におけるバーゼルⅢ規制策定の経過を観察してきた者にとっては、何ら驚くべきものではない。ただ、今回の審査結果は、米国とEU（とくにEU）が、日本と比べて、バーゼルⅢの実施を柔軟に考えているということが改めて認識されるきっかけとなったのではないだろうか。
- なお、一点、日本への指摘で気にかかるのは、日本のバーゼルⅢ規制が、カウンターパーティー・リスク（CCR）計測手法としての期待エクスポージャー方式（IMM）を規定していないという指摘である。
- このため、BCBSの指摘によれば、邦銀が信用評価調整（CVA）の算出にあたって先進的リスク測定方式を採用することは、実質的に不可能ということになる。
- BCBSは、これまでにIMMを採用している邦銀は存在していないが、いくつかの邦銀が2年から5年のうちにIMMを採用することを示唆しているということから、日本の当局はCCR）計測手法としてのIMMの規定の導入を迫られるだろうとしている。
- また、今回の審査では、日本におけるバーゼルⅢ規制の適用対象となる「国際統一基準行」のリスト（16行）が公表されている。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 日本の審査結果	2
■ 3. 米国（ドラフト）の審査結果	4
■ 4. EU（ドラフト）の審査結果	6
■ 5. おわりに	9

1. はじめに

2012年10月1日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢの実施状況（レベル2審査）に関する評価報告書」を公表している¹。

このレベル2審査は、バーゼルⅢと各国規制の整合性を検証するためのものであり、今回の公表では、他のBCBSメンバー国（地域）に先んじて行われた日本、米国、欧州連合（EU）に対する審査の結果をまとめたものとなっている。

本稿では、今回のレベル2審査の結果を簡潔に紹介したい。

2. 日本の審査結果

わが国では、バーゼルⅢを実施するための規制は、「告示」²の改正（以下、「改正告示」³。なお、本稿執筆時点では、国内基準行に関する告示の改正は公表されていない）という形で定められている。

加えて、改正告示に付随する「バーゼルⅢに関するQ&A」⁴、そして「第2の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）に係る監督指針の改正⁵もまた、わが国においてバーゼルⅢを実施

¹ BCBSウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p121001.htm>)

² 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

³ 改正告示の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示①普通株式等Tier1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月12日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041201financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示②Tier1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月19日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041901financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示③総自己資本比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月25日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12042501financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

⁴ 「バーゼルⅢに関するQ&A」の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12082701securities.html>)

⁵ 「第2の柱」に係る監督指針の改正の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「『第2の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]

するための規制の一部を成している。

BSBS は、わが国のバーゼルⅢ規制に対し、バーゼルⅢとの同等性があるという評価を与えている。

しかし、これまでにわが国の金融庁が払ってきた多大な努力にかんがみれば、このような評価は、決して驚くに値しない。むしろ、筆者がこのレベル 2 審査で驚いたのは、BCBS が、わが国におけるバーゼルⅢ規制の適用対象となる「国際統一基準行」のリストを公表している点である（図表 1）。

図表 1 「国際統一基準行」リスト

	銀行名	銀行システムに占める資産割合 (%)	金融システムに占める資産割合 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	17.4	10.4
2	みずほフィナンシャルグループ	13	7.8
3	三井住友フィナンシャルグループ	10.7	6.4
4	農林中央金庫	5.6	3.4
5	三井住友トラスト・ホールディングス	2.9	1.7
6	横浜銀行	1	0.6
7	商工組合中央金庫 (※)	1	0.6
8	千葉銀行	0.8	0.5
9	静岡銀行	0.8	0.5
10	山口フィナンシャルグループ	0.7	0.4
11	八十二銀行	0.5	0.3
12	群馬銀行	0.5	0.3
13	中国銀行	0.5	0.3
14	伊予銀行	0.4	0.2
15	滋賀銀行	0.4	0.2
16	名古屋銀行	0.2	0.1
	計	56.4	33.8

(※) 商工組合中央金庫については、バーゼルⅢ基準の遵守は努力目標とされている（「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」参照）。

(出所) BCBS 資料 (2012)

「国際統一基準行」のリストが、このような形で一般公開されたのは、これが初めてのことでないかと思われる。この点に、日本の審査結果の価値が見出されるともいえよう。

なお、一点、日本への指摘で、重大な不一致とまではいえないとされながらも、気にかかる事項があるのでここで挙げておきたい。

それは、日本のバーゼルⅢ規制が、カウンターパーティー・リスク (CCR) 計測手法としての期待エクスポージャー方式 (IMM) (バーゼルⅡ付属文書 4、20～68) を規定していないという指摘である。

バーゼルⅢで導入された信用評価調整 (CVA) の先進的リスク測定方式は、CCR計測手法として IMM、マーケット・リスク計測手法として債券等の個別リスクの算出について内部モデル方式 (IMA) を用いることを承認されている場合に限り採用される (図表 2) ⁶。

(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>)

⁶ CVA については、以下のレポートも参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」(金本悠希) [2012年5月24日]

(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

図表 2 CVA リスク相当額の所要自己資本の算出方法（バーゼルⅢ）

		カウンターパーティー・リスク（CCR）計測手法	
		カレント・エクスポージャー方式（CEM）	期待エクスポージャー方式（IMM）
		標準方式（SM）	
マーケット・リスク計測手法	標準的方式（SMM）		標準的リスク測定方式
	内部モデル方式（IMA）	一般リスクのみ承認 個別リスク承認	

（出所）BCBS 資料（2010）を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

しかし、先述のとおり、BCBSの指摘によれば、日本のバーゼルⅢ規制には、CCR計測手法としてのIMMが規定されていないことから、邦銀がCVAの算出にあたって先進的リスク測定方式を採用することは、実質的に不可能ということになる⁷。

ただ、BCBSによると、これまでにIMMを採用している邦銀が存在せず、かつ、仮に邦銀がIMMを採用しても規制資本に対するインパクトが大きいことが見込まれることから、この規定の欠如を「重大な不一致」とはしていないという。

もともと、BCBSによると、いくつかの邦銀が、2年から5年のうちにIMMを採用することを示唆しているということから、日本の当局はIMMの規定の導入を迫られるだろうとしている。

3. 米国（ドラフト）の審査結果

米国では、バーゼルⅢを実施するための規制は、主に、ドッド=フランク法の171に基づき、連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、そして通貨監督庁（OCC）がジョイントで提案している3つのドラフト⁸と1つの最終ルール⁹から成る（ともに2012年6月公表）。

今回のレベル2審査は、主にこれらを対象として行われている（ドラフトが審査対象のメインとなることから、審査結果はあくまで暫定である点に留意されたい）。

⁷ 形式的には、改正告示270条の2、同270条の4が、先進的リスク測定方式の採用を規定している。しかし、これらの改正告示の条文で言及されているIMMは、あくまでも信用リスクの計測手法としてのIMM（告示79条の4）であり、CCR計測手法に特化したIMMではない。

⁸ ① “Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Implementation of Basel III, Minimum Regulatory Capital Ratios, Capital Adequacy, Transition Provisions, and Prompt Corrective Action”、② “Regulatory Capital Rules: Standardized Approach for Risk-weighted Assets; Market Discipline and Disclosure Requirements”、③ “Regulatory Capital Rules: Advanced Approaches Risk-based Capital Rule; Market Risk Capital Rule” の3つをいう。FRB ウェブサイトを参照されたい。

(<http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/bcreg/20120607a.htm>)

⁹ “Risk-Based Capital Guidelines: Market Risk” をいう。FRB ウェブサイトを参照されたい。

(<http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/bcreg/20120607b.htm>)

BSBS は、米国のバーゼルⅢ規制（ドラフト）に対し、おおむねバーゼルⅢとの同等性があるという評価を与えている。

ただし、1点、バーゼルⅢとの間に重大な不一致があるとしている。それは、証券化エクスポージャーの信用リスクの取扱いである。この点について、簡単に経緯と理由を紹介したい。

BCBS は、従前から、バーゼルⅡに外部格付を参照する旨の規定が多く含まれていることを懸念し、外部格付への過度の依存を緩和する手法を検討している。

「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（以下、単に「バーゼルⅢ」）の15では、とくに証券化エクスポージャーを例に挙げて、引き続きこの問題を検討する意向を表明している。もっとも、あくまで、「外部格付への依存を含む、証券化の枠組みに関するより抜本的な見直しを実施中である」（全国銀行協会仮訳案）としているにとどまる。

こういった BCBS の検討状況を受けて、米国は、BCBS に先んじて、ドッド＝フランク法の 939A にて、外部格付の参照を義務付ける規制を撤廃すべき旨定めている。その詳細は、米国のバーゼルⅢ規制（ドラフト）、すなわち、FRB、FDIC、そして OCC がジョイントで提案している3つのドラフトと1つの最終ルールにて規定されている（脚注 8・9 参照）。

米国のバーゼルⅢ規制（ドラフト）は、ドッド＝フランク法に従い、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを決定するにあたって、外部格付を参照することを認めていない。代替手法として、SSFA (Simplified Supervisory Formula Approach) という手法を提案している。これは、主に、（外部格付ではなく、）原資産の不履行率や損失に基づいて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを決定する手法である。

しかし、こういった証券化エクスポージャーの取扱いは、現行のバーゼル規制と乖離している。というのも、先述のとおり、バーゼルⅢはあくまでも、外部格付への過度の依存を緩和する手法の検討を継続中である旨示しているにとどまるためである。

現行のバーゼルⅡでは、内部格付手法（IRB）採用行であっても、外部格付の利用が可能である限り、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトはその外部格付に基づいて決定しなければならないとしている（バーゼルⅡ 609）。こういった取扱いは、「ヒエラルキー・ルール」と呼称されることもある。

BCBS によると、米国の SSFA によった場合のほうが、バーゼル規制の「ヒエラルキー・ルール」によった場合と比較して、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが大きくなるということである（保守的な傾向であり、審査の立場からするとポジティブな要素といえよう）。

しかし、これが逆になるケースもあるとしている。それが、格付機関による格下げのケースである。

バーゼル規制の「ヒエラルキー・ルール」は、外部格付への準拠を義務付けることから、格付機関による格下げは証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを大きく跳ね上げる要因と

なる。しかし、米国の SFFA は、外部格付を参照しないことから、格付機関による格下げは証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを拡大させる（直接の）原因とはならない。BCBS は、この点をもってして、米国のバーゼルⅢ規制（ドラフト）の懸念材料としている。

なお、米国当局が提出したデータによると、米国コア銀行 11 行の総資産に占める証券化エクスポージャーの割合（2012 年 3 月末時点）は、「ヒエラルキー・ルール」の適用が義務付けられる非トレーディング勘定が約 1.6%、トレーディング勘定が約 0.5%と、非常に小さなものとなっている。

もともと、BCBS は、証券化エクスポージャーの重要性が将来的に増す可能性にかんがみ、この取扱いの差異を「重大な不一致」としている。

4. EU（ドラフト）の審査結果

EUでは、バーゼルⅢを実施するための規制として、CRDIV/CRRがドラフト段階にある¹⁰。このドラフトはすでに、幾度かの修正を経て 2012 年 5 月 15 日に欧州理事会と欧州議会の間で合意済みであるが、本稿執筆時点では、いまだ最終ルール（EU官報）は公表されていない（BCBSによると、2012 年 10 月中の公表が見込まれている）。

今回のレベル 2 審査は、2012 年 5 月 15 日に合意されたバージョンの CRDIV/CRR（ドラフト）を対象として行われている（ドラフトが審査対象となることから、審査結果はあくまで暫定である点に留意されたい）。

BSBS は、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）に対し、おおむねバーゼルⅢとの同等性があるという評価を与えている。

ただし、2 点、バーゼルⅢとの間に重大な不一致があるとしている。それは、「資本」の定義、および信用リスク計測における内部格付手法（IRB）である。この 2 点について、簡単に経緯と理由を紹介したい。

(1) 「資本」の定義

① CET1 が「普通株式」でなければならない旨の記述の欠如

バーゼルⅢは、国際的に活動する銀行の場合、普通株式等 Tier1 (CET1) に算入できる資本を、「普通株式」のみである旨明記している（バーゼルⅢ53）。

しかし、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）では、この点が明記されていない。

EU 当局の説明では、加盟国には各々会社法があり、これらに共通する「普通株式」の定義が存在しない点が、この欠如の理由として挙げられている。

¹⁰ 欧州委員会による CRDIV/CRR のオリジナル・ドラフトの概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「EU、バーゼルⅢ導入の法案公表（CRDIV）」（鈴木利光）[2011 年 8 月 2 日]

(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/11080201financial.html>)

もともと、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）は、欧州銀行監督機構（EBA）に対し、CET1 に算入可能な金融商品のリストを作成することを要求している。これにより、EU 共通の CET1 を形成することが可能となっている。また、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）の前文では、CET1 は普通株式によって構成されることが望ましい旨謳われている。

しかし、BCBS は、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）本文に規定がないことから、CET1 に普通株式以外の金融商品が混入するリスクが残るとしている。

② 相互形態、組合形態の銀行に対する CET1 要件の緩和（保有者の償還オプションの容認）

バーゼルⅢは、CET1 への算入要件の一つとして、（清算時を除いて）償還されないことを挙げている（バーゼルⅢ53 3.）。

これに対して、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）は、相互形態、組合形態の銀行が発行する商品については、保有者に償還オプションがあるものでも、CET1 に算入することを認めている。

③ 少数株主持分の CET1 算入範囲の拡大

バーゼルⅢは、少数株主持分の CET1 への算入範囲を、リスクアセットの 7.0%、すなわち最低所要水準（4.5%）と資本保全バッファ（2.5%）の合計のうちの第三者持分部分に限定している（バーゼルⅢ62）。

これに対して、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）は、その範囲を、上記に加えて、システミック・リスク・バッファおよびカウンターシクリカル・バッファのうちの第三者持分部分にまで拡大することを許容している。

④ 自己の信用リスクの変化に起因する負債の公正価値の変動によって生じる未実現損益のオフセットの容認

バーゼルⅢは、自己の信用リスクの変化に起因する負債の公正価値の変動によって生じる未実現損益の全部を、CET1 の計算から除外しなければならないとしている（バーゼルⅢ75）。

これに対して、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）は、こういった未実現損益を、他の金融商品の公正価値との間でオフセットすることを許容している。

BCBS は、この差異は、とくに銀行がストレス下にあるケースで、重大な不一致をもたらさうとしている。

⑤ 「間接保有」の定義の緩和（ダブル・ギアリング関連）

バーゼルⅢは、ダブル・ギアリングの対象となる「間接保有」を、広範に定義している（バーゼルⅢ80・脚注 26）。具体的には、直接保有分の価値が減少した場合に、その損失額とほぼ

同水準の損失をもたらすようなエクスポージャー全般をいうとしている。

サンプルとしては、銀行が、他の金融機関の資本に対するエクスポージャーを有する仲介業者（非連結対象）に投資するケースが挙げられる。この投資により、他の金融機関の資本を「間接保有」するというわけである。

ここで重要なのは、上記仲介業者への「投資」は、仲介業者の資本への投資に限定されないことである。

これに対して、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）は、この「間接保有」をより狭く定義している。すなわち、上記のサンプルを用いて説明すると、仲介業者への「投資」を、仲介業者の資本への投資に限定しているのである。

このように「間接保有」を狭義に解釈することにより、上記仲介業者への「投資」がその資本への投資に該当しないようにアレンジすることで、ダブル・ギアリングへのカウントを免れることが可能になる。

たとえば、単に上記仲介業者に貸付けを行うことや、仲介業者による他の金融機関への出資について保証やクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のプロテクションを提供しているケースでは、実質的にはこれらの「投資」の価値は仲介業者の他の金融機関へのエクスポージャー価値に左右されるにもかかわらず、「間接保有」には該当しないとすることができてしまう。

⑥ ゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項の導入規定がバーゼルⅢの施行に間に合わない

バーゼルⅢは、国際的に活動する銀行により発行されるその他Tier1 およびTier2 の全てにつき、トリガー事由（関係当局による元本削減又は公的支援の決定をいう）が発生した場合には、関係当局の判断により、元本削減又は普通株式への転換が義務付けられる契約条項（ゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項）を発行条件に含むことを要件とする旨定めている（2011年1月13日「実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件」）。もっとも、この要件は、当該銀行の所管国において、トリガー事由発生時にその発行するその他Tier1 やTier2 が元本削減される旨の法令が施行されている場合等、一定の場合には免除される¹¹。

EUは、このゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項を、破綻処理枠組みで定めようとしている（ドラフト段階）¹²。

¹¹ ゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項の概要については、以下のレポートも参照されたい。

◆大和総研レポート「『第2の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]

(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>)

¹² EU 破綻処理枠組みの法案（2012年6月公表）の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「欧州、『銀行同盟』創設は当面見送りか（速報）」（鈴木利光）[2012年6月7日]

(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12060702financial.html>)

問題は、この破綻処理枠組みの導入のタイミングである。

EU は、各加盟国の当局に対し、このゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項を、2014 年末までに法制化することを要求しようとしている。となると、その実施は早くても 2015 年である。これは、バーゼルⅢの施行時期（2013 年 1 月）との間に、少なくとも 2 年間のタイムラグが発生することを意味する。このため、厳密にいうと、少なくともこの 2 年間は、バーゼルⅢの基準に照らすと、EU の銀行はその他 Tier1 と Tier2 の要件を満たす資本を発行することができないということになる。なぜなら、ゴーン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項は、契約条件ではなく関係当局の判断を介して発動されることを前提としており、その関係当局の判断は、何らかの形で法制化されなければならないからである。

(2) 信用リスク計測における内部格付手法（IRB）

現行のバーゼル規制は、内部格付手法（IRB）採用行であっても、規制当局の承認を得ることを条件として、重要でない資産や事業単位のエクスポージャーについては、標準的手法を用いることを許容している。

ただし、こういった取扱いは、これらのエクスポージャーの規模とリスクが重要でない場合に限定される（バーゼルⅡ 256～261）。

これに対し、EU のバーゼルⅢ規制（ドラフト）は、（規制当局の承認は要求するものの、）このような「重要でない」場合に限定せず、ソブリン向けエクスポージャーであれば、IRB 採用行であっても標準的手法を用いることを許容している。

16 行が提出したデータによると、この特例が適用されるソブリン向けエクスポージャーは、総エクスポージャーの 5.49%（平均）に上るといふ。もっとも恩恵を受ける銀行では、この割合は 20%に上るといふ。

BCBS は、この割合が規模として「重要でない」とはいえないとしている。

なお、BCBS は、この取扱いの差異が規制資本の大きさにもたらすインパクトまでは検証していない（今後実施の予定）。

5. おわりに

以上が、BCBS によるレベル 2 審査の結果の概要である。

今回の審査では、（米国と EU はドラフト段階のため、結果は暫定であるものの、）日本のみがバーゼルⅢとの同等性評価に合格したという結果が出ている。

この結果自体は、これまでの各管轄におけるバーゼルⅢ規制策定の経過を観察してきた者にとっては、何ら驚くべきものではない。ただ、今回の審査結果は、その是非はともかくとして、

米国と EU（とくに EU）が、日本と比べて、バーゼルⅢの実施を柔軟に考えているということが改めて認識されるきっかけとなったのではないだろうか。

以上